

令和6年度 奈良県森林審議会 制度及び指針等検討部会 概要

1. 日時：令和6年8月8日（木） 13：30～16：00

2. 場所：奈良県経済倶楽部 4階 小会議室

3. 出席委員

相河 真弓 委員、北村 又左衛門 委員、谷奥 忠嗣 委員、長島 啓子 委員、
水本 実 委員、山田 俊太郎 委員、八代田 千鶴 委員

4. 審議会の開会

(1) 定数報告

委員8名のうち7名の委員の出席があり、奈良県森林審議会規程第4条第3項及び第2条第2項の規定に基づき、本審議会は成立する旨事務局より報告した。

(2) 審議会の公開並びに議事録署名人の指名

- ・奈良県森林審議会規程第5条第1項の規定に基づき、今回の議案については非公開とすべき内容がないため公開とされた。傍聴人1名。
- ・議事録署名人には、相河委員と谷奥委員が指名された。

5. 議事及び報告事項

(1) 議事 奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針進捗状況について事務局より、「森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」の進捗状況について説明した。

【主な質疑等の内容】

質問：奈良県フォレスターアカデミーに入学し、林業に就いた方、やめた方の比率は。

回答：入学されて途中で辞めた方は数名程度。卒業生はほぼ全員就職しており、就職先は林業事業体が最も多い。

質問：混交林誘導整備事業で、今年度新たなメニューを追加するとの話があったが、どのような内容か。また、植栽する広葉樹はどのような種類があるか。

回答：これまでは、スギ・ヒノキを1カ所あたり400㎡程度伐採し、広葉樹を植栽することとしていたが、今年度新たに、全体に強度間伐を行い、広葉樹を植栽するメニューや、気象害・病虫害を受けた森林で広葉樹を植栽するメニューを追加している。植栽樹種は50種類程度。

質問：皆伐してその後に広葉樹を植栽することは対象となるか。

回答：皆伐すると森林所有者に植栽義務が生じるため対象外。間伐について対象としている。

質問：植栽後の成長について、継続調査を実施しているか。

回答：植栽後3年間は周辺の下刈り、見回りを行っている。3年目の生育状況、周辺の食害状況を確認したうえで、翌年度防護柵を外すかを検討している。

意見：植栽樹種は多種にわたるとのこと。地域に適した植栽樹種もあると思われるので、そういう観点からも調査いただきたい。

質問：山地災害の復旧箇所について、東吉野村の箇所は昨年度開始した。いつ完了予定か。

回答：9カ年計画で実施中。できるだけ早期に完了できるように、全体計画の見直しを進めたい。

質問：高性能林業機械等というのは何か。

回答：フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワード、タワーヤード、スウィングヤードを対象としている。また、一般的には高性能林業機械には含まれないが、「等」としてウィンチ付きグラップルもカウントしている。

意見：高性能林業機械は種類によって役割が異なる。もう少し詳細の数値が示されれば、施業や生産性との関連も見ることができる。

質問：航空レーザ解析の県全体の撮影・解析終了の目途はいつか。また、解析データはどう活用しているか。

回答：終了時期は未定。現在、解析は他部局で撮影されたデータを使っている。撮影時期が古くなると解析結果と現状が乖離するため、後3～4年で一巡できればと考えている。解析データは、境界明確化の基礎データや、施業放置林の把握等に活用。最近はJ-クレジットのモニタリングのために申請される事例もある。

質問：森林経営計画の策定率が低いですが、境界明確化の進捗状況は。

回答：森林経営計画の策定率は全国的に見ても低い状況。奈良県フォレスターが市町村に配置されており、今後期待したい。

質問：森林レクリエーションは、コロナ禍で全国的に注目されたが、コロナ前後で参加者の属性に変化はあったか。

回答：そこまで把握できるデータは取っていない。

質問：植栽計画について。整備後の利用状況は把握しているか。また、エリア数は増やす予定はあるか。

回答：利用状況までは確認していない。また、エリア数は増やす予定はない。

質問：特定希少野生動植物指定数について、現在11種指定されているが、目標値は20種となっている。今後も増やす予定か。

回答：現在、奈良の生物多様性戦略の見直しを行っており、目標値も変わる可能性がある。現指針ではこの目標値のままをしたい。

質問：ツキノワグマについて、山に入る者からすれば命に関わる問題。また、林業としては皮剥がひどく、一山全て被害を受けている状況。ツキノワグマの捕獲について、検討いただきたい。

回答：ツキノワグマについては、狩猟鳥獣となっているが、紀伊半島のツキノワグマは法律で狩猟が禁止されている。県としても危機感を持っており、今年度は新たに3つの事業を行っている。ひとつめは電気柵の設置や、集落の果樹の伐採に対する補助、ふたつめは集落に熊ツキノワグマが出た場合に、県が委託する専門業者を派遣し、ツキノワグマの出てきた原因や防除策について検討を実施すること、3つめがトラップ調査の実施。県としては保護管理計画を策定しているが、まずは個体数を把握したい。現在把握している数字では、管理について積極的な議論は難しい。

質問：十津川村でツキノワグマの殺処分があったが、その経緯は。

回答：県と村、警察、地元猟友会で協議して決定した。保護管理計画の中で検討する項目を定めている。人への加害経験があるか、家畜への加害経験があるか、等。今回の事例では、集落への出没が5回あり、ミツバチへの加害や、人身事故のあった集落であること等を勘案して決定された。

意見：森林や樹木等の自然保護については、一般の方に誤解されている部分もあり、木を伐ると自然破壊と言われることもある。ツキノワグマの議論では、山奥から下りてきただけという意見が出る。発信力が負けている状態は問題があり、正しい情報発信が必要である。

意見：ツキノワグマの被害は各地で問題となっている。紀伊半島のツキノワグマはレッドリストに載っていることもあり、今すぐに管理に舵を切るとは難しいと思うが、現在個体数調査をされていることもあり、その結果を受けて今後検討をお願いしたい。環境省ではゾーニング管理も打ち出しており、危険な区域において管理を進められるような体制づくりが必要である。これまで狩猟が禁止されていたこともあり、ツキノワグマを捕獲できる人材は少ない。人材育成についても、今後力を入れていただきたい。

質問：低層の公共建築物の木造率が落ち込んでいるが、県として木造化の方針は定めているのか。

回答：令和3年度に国が法律を改正し、公共建築物を木造化する方針を打ち出している。それに準拠して県の方針を現在見直し中である。法規制等により現実的には難しい面もあるが、公共建築物は原則木造化にすることを検討している。

質問：低層の公共建築物の木造率が示されているが、県産材はその内どのくらい使われているのか。県で木造建築物を建てる場合は、仕様書で県産材利用を記載してほしい。

回答：公共建築物だけではなく非住宅の建築物の木造化に舵を切り、今年度は新たに非住宅建築物の助成事業や、非住宅建築物に率先して関わる製材工場の伴走支援に取り組んでいるところ。しかし、昨今は県産材を生産する側が需要に追いついていないと感じており、山側

の担い手対策について、今後力を入れるべきと考えている。

意見：製材所の規模が小さく需要に応えられていないことから、県木連が中心となって注文を取りまとめ、傘下の組合共同で供給していくことを考えている。

意見：需要拡大は重要だが、一連の流れのなかで、ボトルネックがあると止まってしまう。現在は、出材する人がいないことが課題。奈良県の森林組合は作業班を持っていないところが多いが、組合が作業班を作るしかないと感じている。やる気のあるところを支援していただきたい。

意見：供給が足りていないのは全国的な問題。人材育成等、指針の最初の項目が今後重要になってくると感じる。フォレスターは山側の人材であり、今後、山側と川中・川下をつなぐ人材をどうやって育成していくのかも検討していただきたい。

意見：以前から、川上から川下まで、奈良県産材の価値を上げていただきたいとお願いしている。様々な施策が講じられているが、他府県に比べ広告・宣伝・PRにかかる予算が少ないと感じる。広告等、特にインターネットに関わる状況は大きく変わってきている。県のポータルサイトという基礎はあるので、時代にあった予算配分に見直しをしていただきたい。